

「平成31年度小樽市食品衛生監視指導計画（案）」に対して提出された意見等の概要及び市の考え方等

- 1 意見等の提出者数 2人
- 2 意見等の件数 9件
- 3 上記2のうち計画等の案を修正した件数 2件
- 4 意見等の概要及び市の考え方

No.	意見等の概要	市の考え方等
1	平成30年度の計画では、正字の「樽」が使用されているが、平成31年度の計画では異字体の「樽」（木へんに「尊」）が使用されている。正字に戻すようお願いしたい。	「樽」の字体の平成30年度計画との相違は、平成30年度計画で使用していたフォントを変更したことによるものです。御意見のとおり、平成31年度計画のフォントを変更し、正字に修正いたしました。  【案修正文】 フォントの変更
2	H A C C Pに関して、食品衛生法の一部改正を受け、基本方針に重点事項として掲げ、事業者における自主的な衛生管理の推進として各種施策が示されている。実質3年間で全面的に本格導入しなければならない、法的に期限が設定されているため、平成31年度～新元号2年の2年間の計画と実行目標となる定量的な指標の設定が必要と考える。	食品衛生法の一部改正により、原則として全ての事業者にH A C C Pに沿った衛生管理に取り組んでいただくことが盛り込まれ、H A C C Pの制度化について示されました。その制度の内容は、国際基準であるコーデックスの7原則に従った「H A C C Pに基づく衛生管理」と7原則を弾力化した「H A C C Pの考え方を取り入れた衛生管理」の2つの基準で運用される予定です。後者については、7原則に従うことが困難であると考えられる小規模事業者等が対象とされていますが、その具体的な対象事業者については、現時点では決定されていません。また、制度化の対象は全ての事業者であり、将来的には全量が達成目標となることから、現時点では、定量的な指標を設定するのではなく、まずは、H A C C Pに基づく衛生管理と法改正の周知を最優先とし、案のとおり事業者の形態や規模に応じた講習会を実施するなどし、1施設でも多くH A C C Pに基づく衛生管理等に取り組んでいただくことを目指します。
3	食品表示対策について、新元号2年3月31日に経過措置期間が終了する。平成29年度は3件の不適切な表示が摘出されているが、未発見の不適切表示件数を推定し、潜在する不適切表示を撲滅する計画と実行が必要である。食品表示法所管機関との連携、講習会の実施が示されているが、その十分性について再検証し、計画を再確認されたい。	食品表示法への移行について、しばらくは新表示と旧表示の食品が混在して流通することから、それぞれに応じた監視指導が必要と考えています。案に記載しました食品表示に係る講習会は、新たな食品表示制度の周知を目的として計画しています。また、不適切な表示の監視については、「Ⅳ. 監視指導の実施内容 8. 適正な食品の表示」のとおり、スーパーや市場等の監視時及び収去検査時に継続的に実施することとし、案のとおりとします。

No.	意見等の概要	市の考え方等
4	<p>5頁の関係機関との連携イメージ図について、事業者、市民、観光客を追記し関係性を明確にされたい。「広域連携、連携」については具体的に情報共有、相談・指導など実行内容がわかるようにされたい。</p> <p>また、小樽市食品衛生協会と事業者の主体的なタスクも示していただきたい。</p>	<p>イメージ図にて示しております連携の内容については、本文においてお示ししております。「Ⅱ. 関係機関との連携」では、改正された食品衛生法に規定される「広域連携協議会」に関する連携を指しています。この「広域連携協議会」は、国と地方自治体の連携を強化し迅速に食中毒事案等に対応できるよう改正されたものです。本案に基づく監視指導は事業者を対象とし、また、本案は市民のみならずはじめとする消費者の食の安全の確保のため保健所が必要な情報を提供することを計画したものであることを御理解ください。</p> <p>また、食品衛生協会のタスクについては、語句説明が不十分であったことから、注釈を追記し、修正いたしました。</p> <p>【案修正文】下記注釈を追加</p> <p>※ <u>事業者の自主衛生管理を推進し食品衛生の向上に寄与することを目的として、事業者が会員となりその会員により組織された団体です。食品衛生協会が委嘱した食品衛生指導員による巡回指導事業や各種講習会開催等のさまざまな事業を行っています。</u></p>
5	<p>保健所は特に人的資源が慢性的に不足していると聞いている。体制確保など、この計画を実行する上での懸念事項（リスク）がある場合は、リスク対策を計画の中に織り込まれたい。</p>	<p>保健所生活衛生課には、食品衛生監視員や臨床検査技師等の専門的知識・技術を有する職員が配置されています。監視指導計画を適切に遂行するためには、職員の資質向上が重要と考えております。本案のとおり、定期的に研修会に派遣し、専門的な知識を習得させることで、職員の資質の向上を図り、円滑に計画を遂行するよう努めてまいります。</p>
6	<p>失礼ながら、監視指導がルーチン化あるいは手順周知主義になっているようで心配に感じる。監視指導がここ数年でほとんど変更がなく、単純に前例に従った計画のように見える。なぜ監視指導を行うのか、目的つまり食中毒を防止することがきちんと達成できているかという視点で、施策が運用されるような工夫が必要と思う。</p>	<p>監視指導の実施内容が変更がないとの御意見ですが、本計画は、食中毒発生状況や小樽の地域性、法令改正等の動向を考慮し策定しています。その中には、依然として課題となる問題や継続して指導する必要がある事項があります。例えば、ノロウイルスによる食中毒は依然として食中毒患者の大多数を占めており、その予防のためには手洗いを徹底するなど基本的な衛生管理が重要です。このような基本的な衛生管理は継続して繰り返し指導する必要があると考え、ここ数年で重点的な監視指導項目として盛り込んでいます。このように、監視指導の実施内容は、明確な目的をもって策定しているものですが、慣例的な運用にならないよう配慮してまいりたいと考えます。</p>
7	<p>豚、サケ、サバ、ほうれん草などの食材は生で食べられないことや、ジャガイモの芽に毒素があると言った基本的な知識の欠如が最近見られると感じる。外国人就労者が増えていることも踏まえ、このような基本的な事項についても監視指導事項に含めた方がよいのではないかと。</p>	<p>豚の食肉についてはその内臓も含め生食用として提供、販売することが食品衛生法によって禁止されています。しかし、サケ、サバは目視確認を徹底しアニサキスなどの寄生虫を除去するなど対応により、また、ほうれん草については品種改良された生食用のものもあり、一概に生食できないと言えないことから、逆に誤った認識を与えてしまう恐れがあります。ジャガイモの芽に毒性があることなど基本的な食中毒に関する知識については、御意見のありました食品群だけ周知をするのではなく、ニーズを考慮して必要な情報を市民へ提供したいと考えております。</p>

No.	意見等の概要	市の考え方等
8	<p>食中毒発生時の対応について、被害者が観光客や外国人が含まれる場合の対応が必要と感じる。外国人に配慮した苦情や情報の受入態勢を整備した方がよいと思う。小樽のイメージが悪くなるような風評被害を避ける意味でも前向きに検討していただきたい。</p>	<p>食中毒が発生した場合には、観光客等に限らず、患者の喫食調査や疫学調査、検便検査等、必要な調査を実施します。小樽市外在住の患者であれば、居住地を所管する保健所へ調査依頼することが原則ですが、小樽に滞在中の場合は、迅速な調査ができるよう状況に応じて調査を実施しております。また、保健所に苦情の届出があった場合には、日本人、外国人に限らず、食品安全に関する正しい情報の提供と必要な対応を実施しております。</p>
9	<p>情報提供方法がホームページやSNSとなっているが、まだまだそれらを使えない方へ配慮した、ビラ配布や市内中心部への掲示のような情報提供の充実化をお願いしたい。</p>	<p>市民のみなさまへの情報提供については、ホームページやSNSなどのインターネット媒体のほかに、広報誌への掲載を検討しております。御意見のとおり、インターネットを使用できない方に配慮した情報発信を充実化させるよう、その効果的な方法について実施可能かどうか調整しながら検討してまいりたいと考えております。</p>